

生物多様性国家戦略2023-2030とあいち生物多様性戦略2030の対応表

2023年3月に策定された「生物多様性国家戦略2023-2030」と本県戦略の対応表を以下のとおり作成しました。2024年度から対応する項目は、ゴシック体で表示しています。

生物多様性国家戦略2023-2030における行動目標		あいち生物多様性戦略2030の行動計画	
状態/行動目標		主な項目	行動計画(主な施策)
基本戦略1 生態系の健全性の回復			
状態目標1-1 全体として生態系の規模が増加し、質が向上することで健全性が回復している			
状態目標1-2 種レベルでの絶滅リスクが低減している			
状態目標1-3 遺伝的多様性が維持されている			
行動目標1-1	陸域及び海域の30%以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する	1-1 生息生育地保全:生態系の基盤となる土地利用を守る	<ul style="list-style-type: none"> ・国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域等の指定と管理 ・自然環境保全条例に基づく指定希少野生動植物種の生息地等保護区の指定と管理
		2-1 生態系ネットワーク:生物多様性の核となる地域をつなげる	<ul style="list-style-type: none"> ・あいち森と緑づくり税を活用した地域の様々な主体による取組の支援(重点D) ・里山や湿地の状況把握と保全策の検討(重点A) ※県内の自然共生サイトに該当する区域の掘り起こし調査と先行事例の紹介等のための説明会の実施(2024年度新規)
行動目標1-2	土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する	2-1 生態系ネットワーク:生物多様性の核となる地域をつなげる	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然環境の保全と再生のガイドライン」や「生態系ネットワークチェックリスト」等の活用によるビオトープ創出や地域在来種の植栽などの促進 ・あいち森と緑づくり税を活用した地域の様々な主体による取組の支援(重点D:再掲) ・里山や湿地の状況把握と保全策の検討(重点A:再掲)
		2-2 あいちミティゲーション:開発により失われる自然を極力減らす	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模行為届出制度の運用と緑地の質の確保(重点E) ・事業者と県民・市民団体などのマッチングや企業認証制度の実施(重点G)
行動目標1-3	汚染の削減(生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする)や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減(侵略的外来種の定着率を50%削減等)に資する施策を実施する	1-2 生態系の保全:各生態系の特性に応じた保全と再生を進める	<ul style="list-style-type: none"> ・汚濁負荷量の削減による伊勢湾・三河湾の水質の改善 ・水循環再生行動計画の推進による生態系保全 ・下水道、合併処理浄化槽などの整備や適正管理
		1-3 侵略的外来生物対策:外来生物の定着防止と効果的な防除を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全条例に基づく外来種の公表 ・ヒアリなどの定着防止に向けた関係者と連携した対策 ・侵入初期段階のアルゼンチンアリやハヤトゲフシアリ、クビアカツヤカミキリなどの拡大の阻止、根絶(重点C) ・県内で定着しているオオキンケイギクやアカミガメなどの市町村、企業、県民、生態系ネットワーク協議会が連携した駆除(重点C)
行動目標1-4	気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する	3-5 気候変動への対応:気候変動の緩和策と適応策を実行する	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林間伐由来の木質バイオマスや家畜排せつ物のエネルギー利用の推進 ・環境負荷の少ない消費行動の推進 ・気候変動に伴う野生生物相の継続的なモニタリングの推進
行動目標1-5	希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める	1-1 生息生育地保全:生態系の基盤となる土地利用を守る(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域等の指定と管理(再掲) ・自然環境保全条例に基づく指定希少野生動植物種の生息地等保護区の指定及び規制
		1-4 野生生物保護:野生生物の絶滅を回避する	<ul style="list-style-type: none"> ・希少な野生動植物の生息生育情報を事業者などへの提供 ・自然環境保全条例に基づく指定希少野生動植物種の指定と適正な保護(重点B) ・動物園や水族館、植物園などと連携した生息域外保全の推進(重点B) ・弥富野鳥園における傷病鳥の保護と野生復帰の推進
行動目標1-6	遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する	3-1 農林水産業:生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・作物、家畜の品種の保存による遺伝子の多様性の維持 ・地域性種苗の供給に関する林業家等への指導 ・生態系に配慮したアユ資源増大技術の開発

生物多様性国家戦略2023-2030における行動目標		あいち生物多様性戦略2030の行動計画	
状態/行動目標		主な項目	行動計画(主な施策)
基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決			
状態目標2-1	国民や地域がそれぞれの地域自然資源や文化を活用して活力を發揮できるよう生態系サービスが現状以上に向上している		
状態目標2-2	気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている		
状態目標2-3	野生鳥獣と適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和している		
行動目標2-1	生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する	4-2 調査研究:地域の自然環境情報をとりまとめ、活用する	<ul style="list-style-type: none"> 定期的なレッドリスト・レッドデータブック、ブルーデータブック、グリーンデータブックの改訂 自然環境保全地域などの重要な地域の継続的な状況調査 生物多様性を評価するための指標種のモニタリングの推進 環境調査センターの生物多様性に関する調査・研究機能の強化 動物園・水族館、植物園などと連携した生息域外保全の推進(重点B:再掲)
行動目標2-2	森・里・川・海をつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する	2-3 公共事業の環境配慮:公共事業における生物多様性の配慮を主流化する	<ul style="list-style-type: none"> 多自然川づくりへの取組を運用し、野生生物への配慮 法面などの緑化耕治には地域在来種を優先的に選定 公共工事では外来生物の情報収集に努め、生態系への影響を緩和
		3-6 自然体験の推進:豊かな生物多様性を体感する	<ul style="list-style-type: none"> エコツーリズムの推進(重点E) 多自然川づくりによる自然に触れる場の創出 茶臼山公園施設、いらごさらパーク、東海自然歩道の整備と利用促進(重点H)
行動目標2-3	気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める	3-5 気候変動への対応:気候変動の緩和策と適応策を実行する(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 人工林間伐由来の木質バイオマスや家畜排せつ物のエネルギー利用の推進 環境負荷の少ない消費行動の推進 気候変動に伴う野生生物相の継続的なモニタリングの推進
行動目標2-4	再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する	2-2 あいちミティゲーション:開発により失われる自然を極力減らす	<ul style="list-style-type: none"> 大規模行為届出制度の運用の徹底と緑地の質の確保の促進 環境影響評価手続きにおいて、自然環境への影響の回避・低減の検討するよう事業者に対して提言
行動目標2-5	野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する	3-2 鳥獣保護管理:野生鳥獣と人々の暮らしや地域産業の共存を図る	<ul style="list-style-type: none"> イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ニホンカモシカについて、第二種特定鳥獣管理計画に基づく適切な管理の推進(重点F) 狩猟免許試験による捕獲の担い手となる狩猟者の増加(重点F) 野鳥における鳥インフルエンザ及び野生イノシシにおける豚熱への対応 市町村にイノシシやニホンザル、ニホンジカの生息状況情報の提供、現地指導、技術的助言、捕獲の経費などへの助成 イノシシやニホンジカを有効活用するためのジビエの普及(重点F)
基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現			
状態目標3-1	生物多様性の保全に資するESG融資を推進し、生物多様性の保全に資する施策に対して適切に資源が配分されている		
状態目標3-2	事業活動による生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大、企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進が着実に進んでいる		
状態目標3-3	持続可能な農林水産業が拡大している		
行動目標3-1	企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する	2-2 あいちミティゲーション:開発により失われる自然を極力減らす	<ul style="list-style-type: none"> 大規模行為届出制度の運用と緑地の質の確保(重点E:再掲) 事業者と県民・市民団体などのマッチングや企業認証制度の実施(重点G:再掲) ※目標設定・情報開示等に対応していくため、企業向けのセミナーの開催や認証企業による活動体験会の開催(2024年度新規)

生物多様性国家戦略2023-2030における行動目標		あいち生物多様性戦略2030の行動計画		
状態/行動目標		主な項目	行動計画(主な施策)	
行動目標3-2	生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める	3-1 農林水産業:生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全型農業や有機農業による生きものの生息に配慮した農業の普及 エコファーマーの認定 	
		3-3 企業活動:「つくる責任、つかう責任」を定着させる	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した物品を調達する「グリーン購入」の推進 生物多様性保全を含めた企業の環境保全に関する取組の推進 	
	行動目標3-3	遺伝資源の利用に伴うABSを実施する	3-1 農林水産業:生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 作物、家畜の品種の保存による、遺伝子の多様性の維持(再掲)
	行動目標3-4	みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量(リスク換算)の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる	3-1 農林水産業:生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業を推進する 3-3 企業活動:「つくる責任、つかう責任」を定着させる	<ul style="list-style-type: none"> 農地などでの生物多様性保全に資する地域の取組の支援 環境保全型農業や有機農業による生きものの生息に配慮した農業の普及(再掲) 環境負荷軽減に配慮した適正な施肥の普及や多様な手法を適切に組み合わせた病害虫の防除の推進 工場・事業所への立入検査や環境監視等による大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染の発生の抑制・低減 研修会等による化学物質の使用削減の理解促進
基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動(一人一人の行動変容)				
状態目標4-1	教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている			
状態目標4-2	消費行動において、生物多様性への配慮が行われている			
状態目標4-3	自然環境の保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている			
行動目標4-1	学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する	3-6 自然体験の推進:豊かな生物多様性を体感する	<ul style="list-style-type: none"> 弥富野鳥園における自然との触れあいの場の提供や理解の増進 愛知県緑化センター・愛知県昭和の森、あいち海上の森センター等における体験学習プログラムの実施 身近な河川に生息する生きものの調査による自然環境の保全に関する意識の醸成 	
		4-1 普及啓発・人材育成:すべての人々があいちの生物多様性の素晴らしさを認識する	<ul style="list-style-type: none"> 学校に環境学習副読本を配布し、市民団体等の人材を活用した環境学習の実施 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを通じた環境教育の横断的・総合的な実施 水生生物や大気・水の調査、学校内でのビオトープづくりなど、学校ごとに特色のある取組の実施 	
行動目標4-2	日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる	3-6 自然体験の推進:豊かな生物多様性を体感する	<ul style="list-style-type: none"> エコツーリズムの推進(重点E) 多自然川づくりによる自然に触れる場の創出 茶臼山公園施設、いらごさららパーク、東海自然歩道の整備と利用促進(重点H) 弥富野鳥園における自然との触れあいの場の提供や理解の増進(再掲) 愛知県緑化センター・愛知県昭和の森、あいち海上の森センター等における体験学習プログラムの実施(再掲) 身近な河川に生息する生きものの調査による自然環境の保全に関する意識の醸成(再掲) 	
		4-1 普及啓発・人材育成:すべての人々があいちの生物多様性の素晴らしさを認識する	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察指導員などと連携した生物多様性の普及啓発の推進(重点H:再掲) 自然体験型環境学習を提供できる人材の育成 愛・地球博記念公園内の「もりの学舎」における体験学習プログラムの実施(重点H) 	

生物多様性国家戦略2023-2030における行動目標		あいち生物多様性戦略2030の行動計画	
状態/行動目標		主な項目	行動計画(主な施策)
行動目標4-3	国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す	3-3 企業活動:「つくる責任、つかう責任」を定着させる	・環境に配慮した物品を調達する「グリーン購入」の推進(再掲)
		4-1 普及啓発・人材育成:すべての人々があいちの生物多様性の素晴らしさを認識する	・生物多様性に関連するイベント等により生物多様性の保全等の普及啓発を推進(重点E) ・県民を「生物多様性県民サポーター」に登録することにより調査や保全活動への参加を促進(重点J) ・「エシカル消費」の理解促進
	行動目標4-4	食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する	1-4 野生生物保護:野生生物の絶滅を回避する
行動目標4-5	伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する	3-3 企業活動:「つくる責任、つかう責任」を定着させる	・環境に配慮した物品を調達する「グリーン購入」の推進(再掲)
基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進		4-3 多主体連携:多様な主体が連携し、生物多様性保全に取り組む	・生態系ネットワーク協議会、なごや生物多様性保全活動協議会等との連携(重点D) ・市民団体などの活動のあいち森と緑づくり税による支援(重点D) ・多様な主体が参加・連携した三河湾の環境保全の推進
状態目標5-1	生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果や提供データ・ツールが様々なセクターで利活用されるとともに、生物多様性を考慮した空間計画下に置き、多様な空間スケールで様々な主体の連携が促進されている		
状態目標5-2	世界的な生物多様性保全に係る資金ギャップの改善に向け、生物多様性保全のための資金が確保されている		
状態目標5-3	我が国による途上国支援による能力構築等が進み、その結果が各国の施策に反映され、生物多様性の保全が進められている		
行動目標5-1	生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する	4-2 調査研究:地域の自然環境情報をとりまとめ、活用する<再掲>	・定期的なレッドリスト・レッドデータブック、ブルーデータブック、グリーンデータブックの改訂 ・自然環境保全地域などの重要な地域の継続的な状況調査 ・生物多様性を評価するための指標種のモニタリングの推進 ・環境調査センターの生物多様性に関する調査・研究機能の強化 ・動物園・水族館、植物園などと連携した生息域外保全の推進(重点B:再掲)
行動目標5-2	効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う	4-1 普及啓発・人材育成:すべての人々があいちの生物多様性の素晴らしさを認識する<再掲>	・自然観察指導員などと連携した生物多様性の普及啓発の推進(重点H:再掲) ・指導者や実践者を養成による保全・活用のための活動の支援 ・自然体験型環境学習を提供できる人材の育成 ・愛・地球博記念公園内の「もりの学舎」における体験学習プログラムの実施(重点H:再掲)
		4-2 調査研究:地域の自然環境情報をとりまとめ、活用する<再掲>	・定期的なレッドリスト・レッドデータブック、ブルーデータブック、グリーンデータブックの改訂 ・自然環境保全地域などの重要な地域の継続的な状況調査 ・生物多様性を評価するための指標種のモニタリングの推進 ・環境調査センターの生物多様性に関する調査・研究機能の強化 ・動物園・水族館、植物園などと連携した生息域外保全の推進(重点B:再掲)
行動目標5-3	生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する	4-4 施策・計画:あらゆる分野の施策や計画において生物多様性を考慮する	・市町村の生物多様性地域戦略の策定支援や関連情報の提供(重点D) ・森林や都市の緑の保全・再生へのあいち森と緑づくり税の活用
行動目標5-4	生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う	—	(・国の動向を注視していく。)
行動目標5-5	我が国の知見を活かした国際協力を進める	4-5 広域連携:全国、世界の自治体と連携する	・生物多様性自治体ネットワークへの参画による全国の都道府県等との連携・交流の推進 ・世界の自治体と連携した地方政府の役割を国際社会への発信(重点I)